

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の基礎杭の損傷について
2. 日時：令和3年11月2日 14時00分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門

齋藤企画調査官、澤田管理官補佐、照井安全審査官

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門

名倉安全規制調整官、忠内安全管理調査官

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、水野管理官補佐、志賀主任監視指導官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

柏崎刈羽原子力発電所 土木 建築担当 ほか3名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、柏崎刈羽原子力発電所6号機（以下「6号機」という。他の号機も同様。）大物搬入建屋の既存の鉄筋コンクリート杭の1本に主筋の破断や変形に至る損傷があったことを規制事務所の運転検査官から報告されたことを受けて、本件に対する事実確認と今後の対応を確認するため、東京電力から報告を受けることとした。
- (2) 東京電力から、6号機大物搬入建屋の基礎杭の損傷について、提出資料に基づき以下のとおり説明があった。
 - 大物搬入建屋の耐震強化工事のため、建屋下の掘削をしたところ、本年7月9日にNo.8杭の一部の部位に損傷があることを確認した。その後の調査で主筋18本中、7本が破断、11本が変形していたことが8月5日に判明した。
 - 他のNo.1～No.7杭の調査中であるが、No.6杭は主筋内部のコンクリートに割れ、浮きが到達しているもののNo.1～No.7杭の鉄筋には変形等は確認されていない。
 - No.8杭が損傷した原因の調査中であり、現状は露出した鉄筋をモルタルで覆う仮補修をしている。
- (3) 原子力規制庁は、東京電力からの説明後に質疑応答を行い以下の内容を確認した。
 - 7号機の大物搬入建屋の基礎杭は、工法の違いにより新設し工事が終了しているため、既設の杭の損傷の有無は不明である。その他の杭を有する主要な構造物として、6号機・7号機の軽油タンク基礎、1号機～5号機の排気筒

については、杭の損傷は確認されていない。

- No.8 杭が損傷したことは不適合情報として既に本年7月に公表しているが、鉄筋が破断していた状態などは原因究明が終了してから報告することとしていたが、本日の面談を踏まえ発電所長会見で公表することも検討する。
- No.8 杭の損傷原因は調査中であるが、杭の外部から力が加わったことで杭が損傷したと考えられるので、中越沖地震を含めた自然現象や他の要因の可能性も考えられる。しかし、8本ある杭の内1本だけが鉄筋破断に至る損傷が発生したか解明が難しい。
- 中越沖地震後の健全性調査では、6号機大物搬入建屋自体には異常は確認されていない。

- (4) 原子力規制庁から東京電力に対し、6号機の設工認においてNo.8 杭の損傷原因、それを踏まえた補修方法及び同様の杭構造を有する耐震重要施設の設計への反映の要否等を確認していくこととなる旨を伝えた。

6. 提出資料

柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷について

以上